

公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者及び消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の相談対応、又は当該相談に関する営業者及び生活衛生同業組合の指導
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13で規定する標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催、又はこれらの開催のあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集及び提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(基金)

第8条 この法人は理事会で別に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、次項で定めるもののほか、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を行う銀行を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基金の処分)

第10条 基金の処分をしようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書、収支予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、静岡県知事に提出しなければならない。
- 3 毎事業年度の開始後、第1項の事業計画書、収支予算書等を変更しようとするときは、理事長は変更後の事業計画書、収支予算書等を作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分（基本財産の処分を除く。）又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ同意を得なければならない。

(会計原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員12名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の権限）

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（評議員に対する報酬等）

第20条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (3) 理事及び監事の報酬等及び費用の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号で定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第24条 理事長（前条第4項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項に同じ。）は評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び出席した理事長のほか、出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、4名を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長のうち1名をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事である副理事長以外の副理事長3名及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、代表理事である副理事長が理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第30条で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第35条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することがで

きる。ただし、監事を解任する場合は、評議員現在数の3分の2以上の決議により行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長及び常勤の専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所、目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号で定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部の管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）

の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は理事及び監事の承諾を得た場合は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事長、代表理事である副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得るものとする。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、静岡県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において公益法人認定法第30条第2項で規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の決議により、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第51条 この法人の各事業を実施するために必要があるときは、理事長は当該事業に関し調査検討する委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、当該事業に精通する学識経験者、消費者団体及び事業者団体の役職員のうちから理事長が選任する。ただし、この法人の組織運営及び事業全般の執行等に係る重要事項に関する委員会を設置する場合は、当該委員会の委員は理事会において選任及び解任するものとし、委員構成、当該委員会の運営の細則等についても理事会の決議を経て理事会において定めるものとする。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、当該委員会設置の都度、理事長が別に定める。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (7) 事業計画書、収支予算書等
- (8) 事業報告
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項で定める情報公開に関する規程による。

第7章 賛助会員及び特別会員

(賛助会員及び特別会員)

第54条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員又は特別会員とすることができる。

- 2 賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等の適切な情報開示に努めるものとする。

- 2 情報公開に関する規程は、評議員会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は森川進、代表理事である副理事長は山田芳太郎、その他の副理事長は豊嶋武、神谷善彦及び平川才又、専務理事は藤井正司とする。

事業 年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A012798
	至	令和6年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
カワスミ	シンイチロウ	川澄	真一郎	非常勤	13
ハセガワ	ヒサシ	長谷川	久志	非常勤	1
アマガタ	ゲンタロウ	天方	元太郎	非常勤	1
オオイシ	ゼンイチロウ	大石	善一郎	非常勤	1
ナカジマ	タケシ	中島	文璽	非常勤	1
オヤマ	ユキハル	小山	幸春	非常勤	1
ムラカミ	ノブヒコ	村上	信彦	非常勤	1
サノ	ヒロアキ	佐野	博章	非常勤	1
オオバ	シュンイチ	大庭	俊一	非常勤	1
ワタナベ	シュウゾウ	渡辺	周三	非常勤	1
アサイ	マサヒロ	浅井	雅広	非常勤	1
オガサワラ	トシミツ	小笠原	利光	非常勤	1
オオイシ	イクゾウ	大石	育三	非常勤	1

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	
サイダ	シゲヒロ	齋田	成広	非常勤		16
マツモト	ヨシオ	松本	好雄	非常勤		1
オガワ	ウシオ	小川	潮	非常勤		1
クボタ	ユタカ	久保田	隆	非常勤		1
モリカワ	ススム	森川	進	非常勤	レ	1
ムラマツ	タカシ	村松	巖	非常勤	レ	1
ハヤシ	トシヤ	林	敏也	非常勤		1
タケダ	ノリコ	武田	則子	非常勤		1
モリオカ	エイジ	森岡	映二	非常勤		1
カトウ	ケンジ	加藤	賢二	非常勤		1
コナガイ	タダシ	小長井	正	非常勤		1
スズキ	ヨシミチ	鈴木	義道	非常勤		1
クボタ	ケンイチ	窪田	賢一	非常勤		1
オオタニ	ユウキ	大谷	裕紀	非常勤		1
ノナカ	マサコ	野中	正子	非常勤		1

ウエマツ	マサト	植松	政人	常勤	
------	-----	----	----	----	--

1

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
マツナガ	ミノル	松永	稔	非常勤	1
モヅメ	ヤスシ	茂津目	靖	非常勤	1

令和4年度事業報告書

(公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター)

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として以下の事業に取り組んだ。

1 国・県補助事業(名称：生活衛生関係営業衛生確保等指導費)

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、静岡県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）相談室において、生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備資金等の融資相談、消費者の苦情等に関する相談指導を行った。

相談内容	融資	経営	衛生	税務	苦情	その他	合計
件数	92件	15件	5件	21件	1件	37件	171件

融資申込実績：一般貸付：32件4億3,889万円、振興貸付：59件2億7,865万円

イ 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、食品衛生協会が開催する「食品衛生責任者養成講習会」や生衛業者が実施する会合等の開催場所に出向いて行う融資相談並びに生衛業者の施設へ訪問して行う指導を行った。

(ア) 食品衛生責任者養成講習会等の出張相談

実施回数（延べ人員）	相談内容及び件数
41回（42人）	経営42件、融資74件、衛生10件、その他32件（合計158件）

(イ) 訪問指導

実施回数（延べ人員）	相談内容及び件数
43施設（43人）	経営18件、融資23件、税務5件（合計46件）

ウ 生活衛生関係経営改善資金融資等指導事業

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、相談指導業務を行った。

また、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、日本政策金融公庫、当指導センター三者による「融資説明会」を開催して、情報の共有化を図るとともに、連携して経営特別相談員の活動を指導・支援した。

経営特別相談員による融資相談件数（日数）	融資説明会の開催 (各生衛組合事務局、日本公庫、センター)
38件(38日)	令和4年8月26日

エ 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務の中で、経営状態によって必要と判断した事案に対しては、経営の健全性を確保するため、中小企業診断士による支援を行った。

指導件数：4件

オ 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争を解決するための調査、調整等を行う事業であるが、当事者間の調整等を行うような事案の発生はなく、事案の発生に備え、静岡県分野調整事業協議会を開催し、他県の事例に基づく検討や生衛業に関する現状等情報交換を実施した。

協議会開催	協議内容等
令和5年3月22日 <small>おおつぼまゆみ</small> (会長 大坪 檀 ほか 委員9名で構成)	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合から「新型コロナウイルス感染症の影響と最近のホテル旅館の状況について」の説明を受け、委員間で情報共有を図るとともに意見交換を行った。なお、今年度は調整事業にあたる事案はなかった。

(2) 情報化整備事業

日本政策金融公庫の融資関係情報や指導センター主催の各種セミナー・研修会等の情報をホームページ上に掲載した。

また、パソコン教室の主宰者の方をアドバイザーとして招いて「情報化委員会」を開催し、生活衛生関連の適正な情報提供に資するため、指導センターや各生衛組合のHPに関する意見交換を実施するとともに、生衛業の生産性向上を図るためのデジタル化の手法や、各種資料の電子保存化（クラウド化）のノウハウに関する説明会を行った。

委員会開催日	主な議題	指導センター ホームページ閲覧回数
令和5年1月27日	<ul style="list-style-type: none">・生産性の向上や収益力の向上を図るための手段としてのデジタル化の手法について・パソコン講習会について・各生衛組合及び当指導センターのホームページの現状・課題について	14,618回 (対前年比 66.3%)

(3) 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業を支援するため、小・中・高校生や短大生などを対象としたインターンシップモデル事業を実施した。

後継者育成支援協議会（森川理事長ほか委員9名で構成）	
令和4年4月27日・令和5年3月15日の2回開催	
鮭商組合：小学生及び親御さんを対象とした寿司に関する講座、実技、体験等	(1校開催、小学生12名+大人14名)
料理業組合：高校生及び短大生を対象とした料理講習会	(2校開催、短大生21名+高校生14名)
理容組合：小学6年生を対象とした理容体験学習	(1校開催、生徒116名)
美容組合：小学6年生を対象とした美容講習会	(3校開催、生徒115名)

2 静岡県単独補助事業(名称：生活衛生関係営業対策事業費)

(1) 生活衛生関係営業対策事業

消費者ニーズの高度化・多様化等消費構造の変化に的確に対応し、生衛業の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行った。

ア サービス向上事業

(ア) センター事業

- ・生衛業に対し経営セミナーや研修会を開催した。

項目	回数	参加者
セミナー等	6回	271人

- ・消費者団体連盟と生衛業との意見交換会や勉強会を実施した。

項目	回数	参加者
意見交換会	3回	105人
勉強会	1回	71人

(イ) 組合事業

サービスの質を向上し、需要を開拓するため、「すしの日」・「映画の日」のキャンペーンや組合独自のPR冊子の作成、また各種研修会等を行った。

実施組合	鮭商、麺類業、社交飲食業、料理業、食肉、映画興行、ホテル旅館、クリーニング 合計8組合
------	---

イ 人材育成事業

(ア) センター事業

人材育成のためのITを活用した研修会を開催した。

講座名	回数	参加者
Excel 応用講座	4回	6人
画像編集講座	4回	6人
パソコン基礎講座	4回	6人
Word 応用講座	4回	4人
合計	16回	述べ22人

(イ) 組合事業

組合員の技術向上のための講習会等を行った。

実施組合	飲食業、理容、美容業	合計 3 組合
------	------------	---------

ウ 健康・環境対策事業

(ア) センター事業

栄養士会協力のもと、県民の健康維持・増進のため飲食店における「健康な食事」推進事業や高等学校や飲食店等を利用して外食利用者に対する栄養講習会を実施した。

項目		回数等	参加者
飲食店における「健康な食事」推進事業		2ヶ所	41人
栄養講習等	高校	8校10回(*)	177人
	消費者	県内74ヵ所	2,720人

*静岡県立田方農業高等学校、静岡県立富岳館高等学校、静岡県立御殿場高等学校、静岡県立藤枝北高等学校、静岡県立清流館高等学校、静岡県立袋井高等学校、静岡県立磐田農業高等学校、静岡県立浜松江之島高等学校

(イ) 組合事業

組合が実施する健康入浴の取組に対する支援を実施した。

実施組合	公衆浴場業
------	-------

エ 効果検証・公表事業

当指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、外部委員からなる事業評価委員会を開催し、委員から意見、提案等を求めてその内容を公表するとともに業務に反映させた。

評価委員：会長 <small>おおつぼまゆみ</small> 大坪 檀 (静岡産業大学総合研究所所長) 他外部委員 5名
開催日：令和5年2月15日
内容：令和4年度の事業内容及び進捗について説明し、評価を受けた。
結果の公表：指導センターホームページにて公表

(2) 公衆衛生活動事業

生衛組合及び指導センターの情報収集、発信等を通して生衛業の活性化を図るため、次の事業を行った。

- ア 日本政策金融公庫資金融資に係る推薦事務及び指導
- イ 各生衛組合及び指導センター役職員の研修会等への参加
- ウ 広報紙「生衛しずおか」の発行、パンフレット等作成配布
- エ 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

融資推薦・指導	研修会等参加回数	広報紙等の作成配布	傷害保険加入
一般：32件	1回	「生衛しずおか」 3,500部発行	特相員全員加入 (38名)

・研修会：「生衛業経営セミナー（長野）」へ参加

3 静岡県受託事業

(1) 生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容業、映画興行、公衆浴場業及びクリーニングの5業種についての衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導を行った。(単位：件)

理容 (2,196)	美容業 (5,099)	映画興行 (12)	公衆浴場業 (7)	クリーニング (1,649)	合計 (8,963)
820	914	4	5	134	1,877

()内：令和4年3月31日現在営業許可施設数

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

(1) 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するため、研修会を開催した。

特相員数 (令和4年度)	研修会開催回数(参加者数)
38人	第1回(4年7月27日 男女共同参画センター「あざれあ」16人)
	第2回(4年8月3日 沼津商工会議所3人)

研修内容：①衛経の推薦に係る留意事項、②収益力向上施策、③生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要、④労務管理講習

(2) 景気動向調査事業

生衛業の健全な発展や融資制度の充実を図るため、生衛業者に対する景気動向調査を実施した。【6月、9月、12月、2月の4回、12組合の調査対象施設(合計70施設)に対し調査票による調査】事業内容：企業形態、業界全体の景気動向、設備投資の動向、経営上の問題点等の調査

(3) 経営状況調査等調査事業

生衛業の健全な発展と経営の安定化を図り、今後の生衛業に対する諸施策を検討・提言していくため、生衛業の経営状況調査を定期的実施し、生衛業者に情報提供した。

【6月、9月、12月、2月の4回、調査対象施設(合計70施設)に対し調査票による調査】

事業内容：月次売上、原材料費、粗利益、平均客単価、人件費等の調査

また、8月26日に衛生水準の確保向上に係る事務局説明会議と10月6日に衛生水準の確保向上に係る推進会議を開催し、各生衛組合の行動計画策定を依頼した。

(4) 標準営業約款登録事業(生衛法第57条の13)

消費者の店舗選択の利便(消費者の利益擁護)を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を行った。

ア 標準営業約款の登録事務

対象業種（理容店、美容店、クリーニング店、麺類飲食店及び一般飲食店）の新規登録及び更新登録

（単位：件）

業種	登録施設数 (年度当初)	新規登録	更新登録	登録抹消	登録施設数 (年度末)	
理容業	781	1	11	5	777	
美容業	30	0	0	2	28	
クリーニング業	業	77	0	12	8	69
	取次店	2	0	0	1	1
めん類飲食店営業	13	0	0	0	13	
一般飲食店営業	28	0	2	0	28	
計	931	1	25	16	916	

イ 普及啓発

5業種の標準営業約款登録制度について、一般消費者及び業界への周知を図るとともに、業界と連携して新規登録者の掘り起しを行った。

（登録店は、厚生労働大臣が定めた基準に従い、安全で衛生的な営業を行うとともに、損害賠償保険への加入が義務付けられている。）

○S マーク（標準営業約款）のPR街頭キャンペーン

- ・11月14日、JR静岡駅コンコースでパンフ、啓発グッズを配布

○「ふじのくに」（静岡県公式ホームページ）へのバナー広告

- ・県政情報に掲載（11月中）

○「第22回消費者フォーラム」冊子への広告掲載

- ・静岡県消費者団体連盟発行、3月10日連盟会員宛てに配布

○静岡県クリーニング生活衛生同業組合「令和4年度組合員名簿」への広告掲載

○静岡市食品衛生協会「食協ニュース」への広告掲載

○静岡県美容業生活衛生同業組合「美容しずおか」新聞への広告掲載

○第70回東海北陸理容競技大会パンフレットへの広告掲載

(5) クリーニング師等研修事業(クリーニング業法第8条の2及び3)

クリーニング師等資質の向上を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を行った。
（研修・講習とも3年を超えない期間ごとに受けなければならないと法で定めている。）

区分	クリーニング師研修	業務従事者講習会
開催回数	1回	3回
受講者数	111人	120人

5 その他目的を達成するために必要な事業

生衛業界の活性化と事業の円滑な推進を図るため、各生衛組合や関係団体、県庁所管課、保健所等との連携を密にし、情報収集や活用、情報の共有化に努めた。

また、叙勲、表彰の内申等の支援を行った。

令和3年度表彰者数

種 別	叙勲・褒賞	厚生労働大臣	知 事	理事長感謝状
人 数	2人	4人	14人	8人

6 静岡生衛会館管理事業

生衛組合の円滑な運営や生営業の振興を図るため、共同の研修施設である静岡生衛会館を適正に管理するとともに、研修室を貸し出し、生営業に係る研修事業を支援した。

令和4年度の施設利用件数

区 分	利用回数	前年比
第1研修室	66回	81.5%
第2研修室	46回	86.8%

7 基金運営事業

共同の研修施設（静岡生衛会館）整備のために基金を設けており、定額の資金を運用している。現在、基金の原資は18,261,437円で、令和4年度は基金の取崩はなかった。

8 諸会議の開催

(1) 理事会の開催

年月日	場 所	主 な 付 議 案 件
4.6.9	静岡生衛会館 (第一研修室)	報告事項 (1)理事長等の職務執行状況の報告 議決事項 (1)令和3年度事業報告書の承認について (2)令和3年度計算書類の承認について (3)補欠理事候補者の選任について (4)理事の役職の変更について (5)令和4年度賛助会員会費及び納入時期の承認について (6)令和4年度会費の納入に係る組合別会費算出表の訂正について (7)令和3年度定時評議員会の開催の承認について
5.2.16	静岡生衛会館 (第一研修室)	報告事項 (1)理事長等の職務執行状況の報告 議決事項 (1)令和4年度一般会計収支補正予算書の承認について (2)令和5年度事業計画書の承認について (3)令和5年度一般会計収支予算書及び生活衛生営業振興助成交

		付金基金収支予算書の承認について (4)令和5年度会費及び負担金の賦課並びに納入の承認について (5)令和5年度役職員の報酬及び事務分掌の承認について (6)令和5年度資金運用計画の承認について (7)令和4年度臨時評議員会の開催の承認について
--	--	--

(2) 評議員会の開催

年月日	場 所	主 な 付 議 案 件
4. 6. 28	静岡生衛会館 (第一研修室)	報告事項 (1)令和3年度事業報告について (2)令和3年度資金運用報告について 議決事項 (1)令和3年度計算書類の承認について (2)役員を選任について (3)令和4年度賛助会員会費及び納入時期の承認について (4)令和4年度会費の納入に係る組合別会費算出表の訂正について
5. 3. 10	静岡生衛会館 (第一研修室)	報告事項 (1)理事長等の職務執行状況の報告 (2)令和4年度一般会計収支補正予算書について (3)令和5年度事業計画書について (4)令和5年度一般会計収支予算書及び生活衛生営業振興助成交付金基金収支予算書について (5)令和5年度資金運用計画について 議決事項 (1)令和5年度会費及び負担金の賦課並びに納入の承認について (2)令和5年度役職員の報酬及び事務分掌の承認について

(3) 監査会

年月日	場 所	監 査 内 容
4. 5. 23	静岡生衛会館 (第一研修室)	・令和3年度事業報告及び計算書類及びその付属明細書並びに財産目録についての監査

(4) 事務局会議及び日本政策金融公庫の融資説明会

年月日	場 所	会 議 名
4. 8. 26	静岡生衛会館 (第一研修室)	・事務局会議（令和4年度静岡県生活衛生営業指導センターの各事業等について） ・融資説明会（生活衛生業者に対する融資制度等）

(5) その他の会議・研修会

年月日	場 所	会 議 名
4. 12. 5	長野県長野市	生衛業経営セミナー（長野会場）

令和4年度収支決算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

一般会計＋基金

(単位:円)

科 目	予算額(補正)	決算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	600	275	325	基本財産の定期利息
基本財産運用収入合計 ①	600	275	325	
②特定資産運用収入				退職積立預金の定期利息
特定資産利息収入	1,900	937	963	
特定資産運用収入合計 ②	1,900	937	963	
③会費収入				
会費収入	1,456,000	1,456,000	0	
受取賛助会費収入	400,000	400,000	0	
会費収入合計 ③	1,856,000	1,856,000	0	
④事業収入				
県委託事業収入	683,000	683,000	0	生活衛生営業指導業務委託事業
全国センター受託事業収入	4,104,388	4,065,097	39,291	
特相員研修委託事業収入	136,088	136,088	0	
景気動向調査受託事業収入	700,000	700,000	0	
標準営業約款登録事業収入	115,600	115,600	0	
クリーニング師研修等事業収入	910,000	797,500	112,500	
経営状況調査等受託事業収入	2,242,700	2,315,909	▲ 73,209	
研修会館施設使用料収入	4,164,000	4,189,529	▲ 25,529	家賃、電気料
研修会館施設使用料収入(家賃)	3,684,000	3,684,000	0	
研修会館施設使用料収入(電気料)	480,000	505,529	▲ 25,529	
事業収入合計 ④	8,951,388	8,937,626	13,762	
⑤補助金収入				
国・県補助金収入			0	
衛生確保等指導費補助金収入	22,981,000	22,981,000	0	
営業対策事業補助金収入	11,000,000	11,000,000	0	
公衆衛生活動事業補助金収入	490,000	490,000	0	
補助金収入合計 ⑤	34,471,000	34,471,000	0	
⑥負担金収入				
賛助金等負担金収入	45,000	45,000	0	県防犯協会連合会賛助金負担金(6組合)
負担金収入合計 ⑥	45,000	45,000	0	
⑦雑収入				
受取利息収入	1,000	179	821	普通預金口座利息(一般)
雑収入	47,000	293,137	▲ 246,137	節電プログラム参加特典、労働保険個人負担分
雑収入合計 ⑦	48,000	293,316	▲ 245,316	
事業活動収入合計	45,373,888	45,604,154	▲ 230,266	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出				
①給料手当				
経営指導員給与手当支出	9,158,400	9,158,400	0	常勤 月254,400円(7h/日)×3人
事務職員給与手当支出	1,628,232	1,628,232	0	〃 月135,686円(6h/日)×1人
諸手当支出	6,471,719	6,455,947	15,772	通勤・期末・勤勉手当等
福利厚生費支出	2,723,544	2,797,736	▲ 74,192	厚生年金保険料、健康保険料等
人件費合計 ①	19,981,895	20,040,315	▲ 58,420	
②相談指導事業費				
ア相談等指導費				
旅費交通費支出	177,480	107,570	69,910	
通信運搬費支出	180,000	131,232	48,768	郵便料、運搬料、電信電話料等
消耗品費支出	219,000	518,689	▲ 299,689	
印刷製本費支出	144,000	93,500	50,500	
光熱水道費支出	168,000	178,532	▲ 10,532	
借損料支出	144,000	137,610	6,390	複写機リース料等
諸謝金支出	134,100	89,700	44,400	
雑役務費支出	6,000	1,760	4,240	
相談指導費支出合計 ア	1,172,580	1,258,593	▲ 86,013	
イ生衛業経営改善資金融資指導費				
旅費交通費支出	128,000	83,860	44,140	特別相談員旅費日当
経営改善資金融資指導費支出合計 イ	128,000	83,860	44,140	

科 目	予算額(補正)	決算額	増減	備 考
ウ 生衛業再生特別支援事業費				
旅費交通費支出	9,900	5,840	4,060	
報償費支出	210,000	200,000	10,000	中小企業診断士謝金
再生特別支援事業費支出合計 ウ	219,900	205,840	14,060	
エ 生衛業情報化整備事業費				
旅費交通費支出	11,000	9,000	2,000	
消耗品費支出	21,860	0	21,860	
委託料支出	152,000	186,120	▲ 34,120	東京コンピューターサービス保守等
雑役務費支出	550,000	552,639	▲ 2,639	
情報化整備事業費支出合計 エ	734,860	747,759	▲ 12,899	
オ 後継者育成支援事業費				
旅費交通費支出	325,500	327,420	▲ 1,920	協議会委員旅費交通費・日当等
通信運搬費支出	1,370	370	1,000	
消耗品費支出	384,380	341,483	42,897	教材費等消耗品購入費
借損料支出	30,000	30,000	0	会場費
保険料支出	2,970	2,970	0	
雑役務費支出	440	1,705	▲ 1,265	振込手数料
後継者育成支援事業費支出合計 オ	744,660	703,948	40,712	
相談指導費支出合計 ㉔	3,000,000	3,000,000	0	
③ 生活衛生関係営業対策事業費				
旅費交通費支出	400,000	376,460	23,540	講師等旅費
通信運搬費支出	300,000	146,974	153,026	郵便料、運搬料、電信電話料等
消耗品費支出	855,000	755,669	99,331	
印刷製本費支出	855,000	1,577,597	▲ 722,597	講演会資料印刷代等
借損料支出	300,000	319,210	▲ 19,210	会場費
諸謝金支出	1,000,000	889,400	110,600	講師謝金
委託料支出	1,340,000	1,340,000	0	県栄養士会外食活用推進事業委託費等
雑役務費支出	400,000	44,690	355,310	
組合助成金支出	5,550,000	5,550,000	0	12生衛組合に対する助成金
生活衛生関係営業対策事業費支出合計 ㉓	11,000,000	11,000,000	0	
④ 公衆衛生活動事業費				
ア 研修・指導費支出				
旅費交通費支出	193,000	191,900	1,100	研修旅費
通信運搬費支出	2,000	706	1,294	郵便料、運搬料等
消耗品費支出	68,830	68,224	606	消耗品等
借損料支出	3,000	0	3,000	
研修・指導費支出合計 ア	266,830	260,830	6,000	
イ 広報事業費				
消耗品費支出	260,000	260,000	0	
印刷製本費支出	231,000	231,000	0	「生衛しずおか」の発行
借損料支出	59,950	59,950	0	広報活動レンタル費用
広報宣伝費支出	109,000	115,000	▲ 6,000	広報活動費用、広告掲載料等
雑役務費支出	660	660	0	
広報事業費支出合計 イ	660,610	666,610	▲ 6,000	
ウ 共済事業費				
保険料支出	52,560	52,560	0	特相員傷害保険
共済事業費支出合計 ウ	52,560	52,560	0	
公衆衛生活動事業費 ㉔	980,000	980,000	0	
⑤ 生活衛生営業指導業務委託事業費				
旅費交通費支出	683,000	683,011	▲ 11	生活衛生営業指導員旅費等
生衛業指導委託事業費支出合計 ㉕	683,000	683,011	▲ 11	
⑥ 全国センター受託事業費				
ア 経営特別相談員研修事業				
旅費交通費支出	24,739	24,739	0	旅費交通費・日当
通信運搬費支出	10,792	10,792	0	郵便料、運搬料
消耗品費支出	971	971	0	
印刷製本費支出	26,247	26,247	0	研修会資料作成費等
借損料支出	19,080	19,080	0	会場借上料等
諸謝金支出	53,874	53,874	0	講師謝金
雑役務費支出	385	385	0	
経営特別相談員研修事業支出合計 ア	136,088	136,088	0	

科 目	予算額(補正)	決算額	増減	備 考
イ 生衛業景気動向調査事業				
旅費交通費支出	485,000	204,000	281,000	旅費交通費・日当
通信運搬費支出	95,000	29,544	65,456	郵便料、運搬料
消耗品費支出	120,000	70,000	50,000	消耗品等
雑役務費支出	0	385	▲ 385	
生衛業景気動向調査事業支出合計 イ	700,000	303,929	396,071	
ウ 標準営業約款登録事業費				
旅費交通費支出	42,000	20,520	21,480	審査会旅費交通費
通信運搬費支出	10,000	10,491	▲ 491	郵便料、運搬料
消耗品費支出	13,600	725	12,875	消耗品等
広告宣伝費支出	20,000	10,000	10,000	周知活動費
全国センター納付金支出	20,000	20,000	0	全国センターへの納付金
雑役務費支出	10,000	20,255	▲ 10,255	組合への約款事務手数料支出等
標準営業約款登録事業費支出合計 ウ	115,600	81,991	33,609	
エ クリーニング師研修等事業費				
臨時雇用賃金支出	5,000	4,792	208	
旅費交通費支出	200,000	185,610	14,390	講師等交通費
通信運搬費支出	85,000	62,616	22,384	郵便料、運搬料、電信電話料等
消耗品費支出	30,000	15,066	14,934	
印刷製本費支出	23,760	23,760	0	
借損料支出	226,240	126,470	99,770	会場借上料等
諸謝金支出	300,000	260,000	40,000	講師謝金
雑役務費支出	40,000	6,350	33,650	クリーニング組合への事務手数料
クリーニング師研修等事業費支出合計 エ	910,000	684,664	225,336	
オ 生衛業経営状況・衛生水準等事業				
旅費交通費支出	161,000	52,100	108,900	衛生水準確保・向上推進会議旅費等
通信運搬費支出	551,000	220,529	330,471	郵便料、運搬料
消耗品費支出	412,610	42,018	370,592	消耗品等
印刷製本費支出	484,000	172,912	311,088	
借損料支出	136,000	135,860	140	衛生水準確保・向上推進会議会場使用料
諸謝金支出	405,000	87,958	317,042	謝金
委託料支出	0	315,000	▲ 315,000	中小企業診断士協会への委託
雑役務費支出	93,090	2,690	90,400	
生衛業経営状況・衛生水準等事業支出合計 オ	2,242,700	1,029,067	1,213,633	
全国センター受託事業費支出合計 ⑥	4,104,388	2,235,739	1,868,649	
⑦ 生衛業研修支援事業費				
消耗品費支出	30,000	17,677	12,323	
修繕費支出	175,000	179,100	▲ 4,100	自動火災報知設備発振器取替、3階天井点検口
光熱水道費支出	730,000	798,016	▲ 68,016	光熱水道費
借損料支出	220,000	223,014	▲ 3,014	マット・空調機器リース料等
保険料支出	400,000	353,920	46,080	保険料(火災、地震)
租税公課支出	442,100	442,100	0	固定資産税等
委託料支出	1,502,000	1,482,096	19,904	昇降機・給排水設備・防災設備点検、清掃業務委託等
協力金支出	200,000	200,000	0	2組合
雑役務費支出	1,000	880	120	
生衛業研修支援事業費支出合計 ⑦	3,700,100	3,696,803	3,297	
⑧ 交付金基金管理費支出				
消耗品費支出	1,800	0	1,800	
交付金基金管理費支出合計 ⑧	1,800	0	1,800	
事業費支出計 ①～⑧	43,451,183	41,635,868	1,815,315	
(2) 管理費支出				
① 役員報酬				
役員報酬支出	554,000	553,592	408	
役員報酬支出合計 ①	554,000	553,592	408	
② 会議費				
旅費交通費支出	240,000	202,910	37,090	理事会等経費
会議費支出合計 ②	240,000	202,910	37,090	
③ 一般管理費				
旅費交通費支出	18,000	5,840	12,160	
通信運搬費支出	50,000	35,527	14,473	郵便料、運搬料
消耗品費支出	200,000	14,767	185,233	
印刷製本費支出	125,305	14,366	110,939	
光熱水道費支出	30,000	0	30,000	
借損料支出	13,120	4,580	8,540	タクシー代等
保険料支出	6,000	5,520	480	自転車保険料
諸謝金支出	68,000	0	68,000	
租税公課支出	93,700	93,700	0	市県民税等
負担金支出	79,600	79,600	0	各種団体年会費(社保、経済研、青少年、防犯協会等)
雑役務費支出	120,000	62,096	57,904	振込手数料、諸費
渉外費支出	230,000	119,500	110,500	慶弔費等
一般管理費合計 ③	1,033,725	435,496	598,229	
管理費支出合計 ①～③	1,827,725	1,191,998	635,727	
事業費・管理費支出合計	45,278,908	42,827,866	2,451,042	
事業活動収支差額	94,980	2,776,288	▲ 2,681,308	

科 目	予算額(補正)	決算額	増減	備 考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
①固定資産売却収入				
什器備品売却収入	0	0	0	
②特定資産取崩収入				
研修等施設整備積立預金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入合計 1=①+②	0	0	0	
2 投資活動支出				
①固定資産取得支出				
研修施設積立金取得支出	0	0	0	
備品購入支出	0	0	0	
②特定資産取得支出				
退職給付引当金費用支出	94,980	94,980	0	事務職員の退職給付引当金費用
投資活動支出計 2=①+②	94,980	94,980	0	
投資活動収支差額 1-2	▲ 94,980	▲ 94,980	0	
当期収入合計	45,373,888	45,604,154	▲ 230,266	
当期支出合計	45,373,888	42,922,846	2,451,042	
当期収支差額	0	2,681,308	▲ 2,681,308	
前期繰越収支差額	15,963,590	15,963,590	0	
次期繰越収支差額	15,963,590	18,644,898	▲ 2,681,308	

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

一般会計＋基金

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
経常収益			
基本財産運用益	275	550	△ 275
基本財産受取利息	275	550	△ 275
特定資産運用益	937	1,955	△ 1,018
特定資産受取利息	937	1,955	△ 1,018
受取会費	1,856,000	1,806,000	50,000
受取会費	1,456,000	1,456,000	0
受取賛助会費	400,000	350,000	50,000
事業収益	8,937,626	10,765,034	△ 1,827,408
県委託事業収入	683,000	683,000	0
全国センター受託事業収入	4,065,097	6,081,849	△ 2,016,752
特相員研修委託事業収入	136,088	168,953	△ 32,865
景気動向調査受託事業収入	700,000	700,000	0
経営状況調査受託事業収入	648,700	607,900	40,800
標準営業約款登録事業収入	115,600	1,866,710	△ 1,751,110
クリーニング師研修等事業収入	797,500	1,083,000	△ 285,500
衛生水準確保向上事業収入	373,109	395,286	△ 22,177
生産性向上ガイドライン更新事業収入	0	520,000	△ 520,000
経営支援緊急対策事業収益	482,100	440,000	42,100
受動喫煙防止対策事業収入	300,000	300,000	0
デジタルモデル事業収益	512,000	0	512,000
研修会館施設使用料収入	4,189,529	4,000,185	189,344
研修会館施設負担金収入(家賃)	3,684,000	3,684,000	0
研修会館施設使用料収入(電機料)	505,529	316,185	189,344
受取補助金	34,471,000	33,851,000	620,000
生活衛生指導助成事業補助金	22,981,000	22,361,000	620,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	11,000,000	11,000,000	0
公衆衛生活動事業補助金	490,000	490,000	0
受取負担金	45,000	45,000	0
賛助会費負担金	45,000	45,000	0
基金取崩収入	0	0	0
会館施設整備交付金基金取崩収入	0	0	0
雑収益	293,316	46,980	246,336
受取利息	179	177	2
雑収益	293,137	46,803	246,334
経常収益計	45,604,154	46,516,519	△ 912,365
経常費用			
事業費	42,054,676	43,821,264	△ 1,766,588
役員報酬	553,592	553,592	0
給料手当	15,726,253	15,241,328	484,925
給料手当	9,270,306	8,729,128	541,178
諸手当	6,455,947	6,512,200	△ 56,253
臨時雇用賃金	4,792	1,663,283	△ 1,658,491
退職給付費用	87,382	87,382	0
福利厚生費	2,601,894	2,416,889	185,005
旅費交通費	2,272,030	1,870,313	401,717

通信運搬費	613,254	977,390	△ 364,136
減価償却費	1,490,002	1,540,561	△ 50,559
消耗品費	2,090,522	3,039,324	△ 948,802
修繕費	179,100	0	179,100
印刷製本費	2,125,016	1,485,766	639,250
光熱水道費	976,548	625,717	350,831
借損料	1,051,194	1,169,592	△ 118,398
保険料	409,450	434,920	△ 25,470
報償費	1,580,932	2,025,112	△ 444,180
租税公課	442,100	442,100	0
組合助成金	5,550,000	5,550,000	0
委託料	3,323,216	3,008,216	315,000
広告宣伝費	125,000	177,000	△ 52,000
研修施設維持協力費	200,000	200,000	0
全国センター納付金	20,000	554,170	△ 534,170
雑役務費	632,399	758,609	△ 126,210
管理費	2,491,205	2,393,882	97,323
役員報酬	0	0	0
給料手当	1,516,326	1,160,469	355,857
給料手当	1,516,326	1,160,469	355,857
退職給付費用	7,598	7,598	0
福利厚生費	195,842	181,917	13,925
旅費交通費	208,750	269,210	△ 60,460
通信運搬費	35,527	28,164	7,363
減価償却費	133,033	149,660	△ 16,627
消耗品費	14,767	19,647	△ 4,880
修繕費	0	0	0
印刷製本費	14,366	19,789	△ 5,423
借損料	4,580	7,570	△ 2,990
保険料	5,520	5,740	△ 220
報償費	0	248,000	△ 248,000
租税公課	93,700	72,400	21,300
支払負担金	79,600	79,600	0
雑役務費	62,096	62,918	△ 822
渉外費	119,500	81,200	38,300
経常費用計	44,545,881	46,215,146	△ 1,669,265
当期経常増減額	1,058,273	301,373	756,900
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,058,273	301,373	756,900
一般正味財産期首残高	125,099,247	124,797,874	301,373
一般正味財産期末残高	126,157,520	125,099,247	1,058,273
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,500,000	5,500,000	0
指定正味財産期末残高	5,500,000	5,500,000	0
III 正味財産期末残高	131,657,520	130,599,247	1,058,273

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

一般会計＋基金

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	18,024,664	16,903,776	1,120,888
未収金	4,200,000	4,344,300	▲ 144,300
前払金	17,880	10,030	7,850
流動資産合計	22,242,544	21,258,106	984,438
2 固定資産			0
基本財産	5,500,000	5,500,000	0
定期預金	5,500,000	5,500,000	0
特定資産	19,923,587	19,828,607	94,980
退職給与引当預金	1,662,150	1,567,170	94,980
研修等施設整備積立金	18,261,437	18,261,437	0
その他の固定資産	89,251,185	90,874,220	▲ 1,623,035
土地	57,000,000	57,000,000	0
建物	31,544,380	32,968,360	▲ 1,423,980
建物付属設備	565,968	734,517	▲ 168,549
什器備品	60,836	91,342	▲ 30,506
ソフトウェア	1	1	0
電話加入権	80,000	80,000	0
固定資産合計	114,674,772	116,202,827	▲ 1,528,055
資産合計	136,917,316	137,460,933	▲ 543,617
II 負債の部			0
1 流動負債			0
未払金	3,546,867	5,246,831	▲ 1,699,964
預り金	50,779	47,685	3,094
流動負債合計	3,597,646	5,294,516	▲ 1,696,870
2 固定負債			0
退職給与引当金	1,662,150	1,567,170	94,980
固定負債合計	1,662,150	1,567,170	94,980
負債合計	5,259,796	6,861,686	▲ 1,601,890
III 正味財産の部			0
1 指定正味財産	5,500,000	5,500,000	0
(うち基本財産への充当額)	(5,500,000)	(5,500,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
2 一般正味財産	126,157,520	125,099,247	1,058,273
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(18,261,437)	(18,261,437)	0
正味財産合計	131,657,520	130,599,247	1,058,273
負債及び正味財産合計	136,917,316	137,460,933	▲ 543,617

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

一般+基金

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
資産の部			
1 流動資産			
普通預金	普通預金 静岡銀行呉服町支店		
	一般会計(県補助金・県委託料)	運転資金として	2,502,415
	生衛会館	運転資金として	7,233,730
	営業標準約款	運転資金として	1,371,919
	クリーニング師研修	運転資金として	6,254,090
	基金	運転資金として	662,510
未収金	静岡県	生衛関係営業対策事業費補助金	3,300,000
	静岡県	生衛関係営業衛生確保等指導費補助金	900,000
前払金		通勤手当1か月分	17,880
流動資産合計			22,242,544
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店		5,500,000
特定資産			
退職給与引当預金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店	職員の退職金支払の財源として積立	1,662,150
研修等施設整備積立金	定期預金 静岡銀行 呉服町支店	大規模修繕等に係る備えとして積立	18,261,437
その他の固定資産			
土地	静岡市葵区常磐町3-3-9 宅地145.66平米	公益目的保有財産(62.1%)、公益目的事業以外(37.9%)であり、按分して使用	57,000,000
建物	同上地上建物鉄骨造陸屋根 6階建総床面積553.06平米	公益目的保有財産(62.1%)、公益目的事業以外(37.9%)であり、按分して使用	31,544,380
建物附属設備	同上建物の附属設備		565,968
什器備品	パソコン他		60,836
ソフトウェア	会計ソフト		1
電話加入権	2回線		80,000
固定資産合計			114,674,772
資 産 合 計			136,917,316
負債の部			
1 流動負債			
未払金		消耗品費支出、委託料支出等	3,546,867
預り金		退職者社会保険料差額	50,779
流動負債合計			3,597,646
2 固定負債			
退職給与引当金	定期預金 静岡銀行呉服町支店	職員の退職金支払に備えたもの	1,662,150
固定負債合計			1,662,150
負 債 合 計			5,259,796
正味財産の部			131,657,520

令和5年度事業計画書

(公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター)

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興により、その衛生水準を維持向上させることで、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として次の事業を行う。

1 国・県補助事業

生活衛生関係営業衛生確保等指導事業

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生衛業者、一般消費者・利用者の相談や要望に対応するため、当生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）内の相談室において、生衛業者に対する経営相談、経営上必要となる開業資金や設備改善資金などの融資相談、税務相談、消費者の苦情等に関する相談指導を行う。

イ 出張相談指導事業

生衛業者の相談や要望により広く対応するため、保健所や関係団体で開催する「食品衛生責任者養成講習会」、「理美容衛生講習会」及び日本政策金融公庫が主催する各種「生衛業経営セミナー」等において出張相談指導、周知活動を行う。

ウ 生衛業経営改善資金融資等指導事業（衛経融資等）

日本政策金融公庫融資の利用促進を図るため、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、日本政策金融公庫、営業指導センター三者による「融資説明会」を開催するなど、情報の共有化を図るとともに、連携して経営特別相談員の活動を支援する。

エ 生衛業再生特別支援事業

相談指導業務の中で、経営状態によって必要と判断した事案に対しては、経営の健全性を確保するため、中小企業診断士等による支援を行う。

オ 分野調整事業

大企業等の事業進出による既存生衛業者との紛争を解決するため、関係組合と連携し、紛争内容の調査や当事者間の調整等を行うとともに、必要が生じた際は分野調整事業協議会を開催する。

(2) 情報化整備事業

生衛業者、生衛組合及び消費者のニーズに的確に対応するため、生衛業関連情報を提供するとともに、事務の効率化等円滑な業務運営を図るため、ホームページの円滑な運営、情報の収集・蓄積やシステムの維持管理に努める。

(3) 後継者育成支援事業

生衛業への理解と就業支援のため、小、中、高校生や大学生などを対象とした職業体験学習を実施する（各生衛組合が学校等と調整のうえ実施）。

2 静岡県単独補助事業

(1) 生活衛生関係営業対策事業

生衛業の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行う。

- ア 生衛組合が取り組むサービス向上、人材育成、健康・環境対策等の事業に対して助成するとともに、経営セミナーや研修会等を開催する。
- イ 指導センターが実施する相談指導、研修等事業の効果的運営を図るため、第三者からなる事業評価委員会を開催し、意見、要望等を積極的に業務に反映させるとともに、検証結果を公表する。

(2) 公衆衛生活動事業

生衛組合及び指導センターの情報収集、発信等を通して生衛業の活性化を図るため、次の事業を行う。

- ア 指導センターにおける日本政策金融公庫融資に係る推薦事務及び指導
- イ 生衛組合及び指導センター役職員のセミナー、研修会等への参加
- ウ 指導センター業務の周知活動、広報紙「生衛しずおか」、パンフレット等の作成配布
- エ 経営特別相談員の活動中の事故に備えた交通事故傷害保険への加入

3 静岡県委託事業

生活衛生営業指導業務委託事業

理容、美容、映画興行、公衆浴場及びクリーニングの5業種についての衛生水準の維持向上を図るため、各生衛組合から推薦された生活衛生営業指導員による施設の構造設備及び衛生管理に関する巡回指導を行う。

4 全国生活衛生営業指導センター受託事業

(1) 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員が経営や融資に関する情報を蓄積し、生衛業者の相談指導に適切に対応するため、研修会を開催する。

(2) 生活衛生関係営業の景気動向・経営状況及び衛生水準等調査事業

生衛業の健全な発展や経営の安定化を図る諸施策実施の基礎資料に活用するため、定期的に各種調査事業を実施し、その結果を広く生衛業者等に還元する。

また、全国センターと連携して衛生水準の維持向上に係る事業を実施する。

(3) 標準営業約款登録事業(生衛法第 57 条の 13)

消費者の店舗選択の利便(消費者の利益擁護)を図ることを目的として創設された登録制度の浸透を図るため、次の事業を行う。

ア 標準営業約款の登録事務

対象業種(理容店、美容店、クリーニング店、麺類飲食店及び一般飲食店の 5 業種)の新規登録及び再登録

イ 普及啓発

5 業種の標準営業約款登録制度の業界及び一般消費者への周知を図る。

(登録店は、厚生労働大臣が定めた基準に従い、安全で衛生的な営業を行うとともに損害賠償保険への加入が義務付けられている。)

(4) クリーニング師研修等事業(クリーニング業法第 8 条の 2 及び 3)

クリーニング師等資質の向上を図るため、厚生労働大臣が定めた基準に従い研修を行う(クリーニング師及び業務従事者は、3年に1回研修を受けなければならない)。

5 生衛業研修支援事業

生衛組合の円滑な運営や生衛業の振興を図るため、共同の研修施設である静岡生衛会館の活用や適正な維持・管理を図るとともに、生衛業に係る研修事業を積極的に支援する。

6 基金運営事業

共同の研修施設(静岡生衛会館)整備のために基金を設けており、定額の資金を運用する。

7 その他の事業

県の諸施策に協力・連携するとともに、必要に応じて生衛組合の事業等について助言・指導を行う。

なお、国・県補助事業等については、交付要綱等が確定後要綱等に沿った事業計画に変更して実施することを理事長に一任するものとする。

令和5年度 一般会計収支予算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

一般

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考 (R 5年度)
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	200	600	▲ 400	1年定期(5,500,000円)
基本財産運用収入合計 ①	200	600	▲ 400	
②特定資産運用収入				
特定資産利息収入	100	100	0	1年定期(1,567,170円) 1年定期(1,567,170円)
特定資産運用収入合計 ②	100	100	0	
③会費収入				
会費収入	1,456,000	1,456,000	0	特別会員会費
会費収入合計 ③	1,456,000	1,456,000	0	
④事業収入				
県委託事業収入	683,000	683,000	0	生活衛生営業指導業務委託事業
全国センター受託事業収入	3,064,000	2,825,600	238,400	・特相員研修 200,000円 ・生衛業景況調査 700,000円 ・経営状況調査等 835,000円 (うち衛生確保関連分 360,000円) ・標準営業約款登録事業受託費 129,000円 ・クリーニング師研修等事業受託費 1,200,000円
研修施設使用料収入	4,224,000	4,044,000	180,000	家賃5組合分 (月額@307,000円) 電気料5組合分 (月額@45,000円)
事業収入合計 ④	7,971,000	7,552,600	418,400	
⑤補助金収入				
国・県補助金収入	35,160,000	35,239,000	▲ 79,000	衛生確保等指導費補助金(国・県) 23,670,000円 公衆衛生活動事業費補助金(県) 490,000円 生活衛生関係営業対策事業費補助金(県) 11,000,000円
補助金収入合計 ⑤	35,160,000	35,239,000	▲ 79,000	
⑥負担金収入				
賛助金等負担金収入	45,000	45,000	0	県防犯協会連合会賛助金負担金
負担金収入合計 ⑥	45,000	45,000	0	
⑦雑収入				
受取利息収入	200	1,000	▲ 800	基本財産、特定財産以外の預金利息
雑収入	65,000	39,474	25,526	労働保険個人負担分、ミツウロコ
雑収入合計 ⑦	65,200	40,474	24,726	
事業活動収入合計 ①~⑦	44,697,500	44,333,774	363,726	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出				
①給料手当				
経営指導員給与手当支出	9,158,400	9,158,400	0	常勤 月254,400円×3人
事務職員給与手当支出	1,628,232	1,628,232	0	" 月135,686円×1人
諸手当支出	6,982,568	7,093,028	▲ 110,460	諸手当(通勤・期末・勤勉手当等)
福利厚生費支出	2,901,055	2,870,165	30,890	福利厚生費(厚生年金保険料等)
給料手当支出合計 ①	20,670,255	20,749,825	▲ 79,570	
② 相談指導事業費				
ア 相談等指導費				
旅費交通費支出	176,700	151,920	24,780	中央相談経営指導員旅費 67,880円 出張相談経営指導員旅費 30,520円 分野調整事業協議会旅費 78,300円

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考（R5年度）
諸謝金支出	134,100	134,100	0	分野調整事業協議会委員報酬 134,100円
消耗品費支出	280,000	280,000	0	
光熱水道費支出	187,000	108,000	79,000	電気代値上げによる増
印刷製本費支出	140,000	140,000	0	
通信運搬費支出	180,000	180,000	0	
借損料支出	144,000	142,000	2,000	複写機リース料等
雑役務費支出	0	6,000	▲ 6,000	電気料送金手数料
相談等指導費支出合計 ア	1,241,800	1,142,020	99,780	
イ 生衛業経営改善資金融資指導費				
旅費交通費支出	128,000	128,000	0	特別相談員旅費日当
生衛業経営改善資金融資指導費支出合計 イ	128,000	128,000	0	
ウ 生衛業再生特別支援事業費				
諸謝金支出	210,000	210,000	0	中小企業診断士、税理士等
旅費交通費支出	9,900	9,900	0	
再生特別支援事業費支出合計 ウ	219,900	219,900	0	
エ 生衛業情報化整備事業費				
旅費交通費支出	11,000	11,000	0	委員日当
委託料支出	322,000	152,000	170,000	トナーサポート、プリンター保守、リモート環境整備
消耗品費支出	30,000	0	30,000	
雑役務費支出	24,000	0	24,000	ウィルスバスター
生衛業情報化整備事業費支出合計 エ	387,000	163,000	224,000	
オ 後継者育成支援事業費				
旅費交通費支出	300,000	424,120	▲ 124,120	日当、交通費
消耗品費支出	664,300	867,000	▲ 202,700	教材費等購入費
印刷製本費支出	10,000	0	10,000	
保険料支出	13,000	0	13,000	
借損料支出	30,000	50,000	▲ 20,000	会場費
雑役務費支出	6,000	5,960	40	振込手数料等
後継者育成支援事業費支出合計 オ	1,023,300	1,347,080	▲ 323,780	
相談指導費支出合計 ②	3,000,000	3,000,000	0	
③生活衛生関係営業対策事業費				
諸謝金支出	1,000,000	1,000,000	0	講師謝金
旅費交通費支出	400,000	400,000	0	講師等旅費
消耗品費支出	855,000	855,000	0	
印刷製本費支出	855,000	855,000	0	
通信運搬費支出	300,000	300,000	0	
借損料支出	300,000	300,000	0	会場費
委託料支出	1,340,000	1,340,000	0	外食活用推進事業等委託費
雑役務費支出	400,000	400,000	0	
各生活衛生同業組合事業助成金支出	5,550,000	5,550,000	0	12組合に対する助成金
生活衛生関係営業対策事業費支出合計 ③	11,000,000	11,000,000	0	
④公衆衛生活動事業費				
ア 研修・指導費支出				
旅費交通費支出	252,000	252,000	0	生衛業経営セミナー研修等旅費
消耗品費支出	5,000	5,000	0	
通信運搬費支出	2,000	2,000	0	
借損料支出	3,000	3,000	0	タクシー代等
研修・指導費支出合計 ア	262,000	262,000	0	
イ 広報事業費				
消耗品費支出	260,000	0	260,000	啓発グッズ
印刷製本費支出	222,000	222,000	0	「生衛しずおか」発行等
広告宣伝費支出	180,000	440,000	▲ 260,000	標準営業約款周知活動、新聞広告等
広報事業費支出合計 イ	662,000	662,000	0	
ウ 共済事業費				
共済保険料支出	56,000	56,000	0	保険料(特相員傷害保険)
共済事業費支出合計 ウ	56,000	56,000	0	
公衆衛生活動事業費 ④	980,000	980,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考 (R 5 年 度)
⑤生活衛生営業指導業務委託事業費 旅費交通費支出	683,000	683,000	0	旅費交通費(日当含む)
生衛業指導委託事業費支出合計 ⑤	683,000	683,000	0	
⑥全国センター受託事業費 ア 経営特別相談員研修事業 旅費交通費支出	60,000	65,000	▲ 5,000	旅費交通費
諸謝金支出	60,000	30,000	30,000	講師謝金
消耗品費支出	20,000	20,000	0	
印刷製本費支出	20,000	10,000	10,000	
通信運搬費支出	20,000	20,000	0	
借損料支出	20,000	5,000	15,000	会場借上料等
特相員研修事業支出合計 ア	200,000	150,000	50,000	
イ 生衛業景気動向調査事業 旅費交通費支出	485,000	485,000	0	旅費交通費
消耗品費支出	120,000	120,000	0	
通信運搬費支出	95,000	95,000	0	郵便料、運搬料
景気動向調査事業支出合計 イ	700,000	700,000	0	
ウ 生衛業経営状況・衛生水準等事業 旅費交通費支出	62,000	60,000	2,000	旅費交通費
消耗品費支出	215,000	205,500	9,500	
通信運搬費支出	348,000	300,000	48,000	郵便料、運搬料
印刷製本費	60,000	60,000	0	
諸謝金支出	20,000	90,000	▲ 70,000	
借損料支出	130,000	50,000	80,000	会場使用料
経営状況調査・衛生水準等事業支出合計 ウ	835,000	765,500	69,500	
エ 標準営業約款登録事業費 広告宣伝費支出	20,000	20,000	0	周知活動費
旅費交通費支出	56,000	70,000	▲ 14,000	審査会旅費交通費
消耗品費支出	10,000	10,000	0	
通信運搬費支出	16,000	90,000	▲ 74,000	郵便料、運搬料
雑役務費	10,000	10,000	0	
全国センター納付金	17,000	100,000	▲ 83,000	
標準営業約款登録事業費支出合計 エ	129,000	300,000	▲ 171,000	
オ クリーニング師研修等事業費 旅費交通費支出	300,000	200,000	100,000	講師等交通費
報償費支出	400,000	300,000	100,000	講師謝金
消耗品費支出	50,000	30,000	20,000	
通信運搬費支出	110,000	90,000	20,000	郵便料、運搬料、電信電話料等
印刷製本費	20,000	25,000	▲ 5,000	
借損料支出	270,000	225,000	45,000	会場借上料等
雑役務費支出	50,000	40,000	10,000	クリーニング組合への事務手数料
クリーニング師研修等事業費支出合計 オ	1,200,000	910,000	290,000	
全国センター受託事業費支出合計 ⑥	3,064,000	2,825,500	238,500	
⑦生衛業研修支援事業費 消耗品費支出	30,000	30,000	0	
光熱水道費支出	753,000	580,000	173,000	電気代値上げによる増
保険料支出	400,000	400,000	0	保険料(火災、地震)
委託料支出	1,502,000	1,502,000	0	研修施設管理のための保安点検等費用
借損料支出	220,000	120,000	100,000	マット・空調機器リース料等
協力金支出	200,000	200,000	0	2組合
租税公課支出	480,000	480,000	0	固定資産税等
雑役務費支出	92,749	92,749	0	
生衛業研修支援事業費支出合計 ⑦	3,677,749	3,404,749	273,000	
事業費支出計 (1)=①~⑦	43,075,004	42,643,074	431,930	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考 (R 5年度)
(2)管理費支出				
①役員報酬				
役員報酬支出	561,392	554,000	7,392	
役員報酬支出合計 ①	561,392	554,000	7,392	
②会議費				
旅費交通費支出	240,000	240,000	0	理事会等経費
会議費支出合計 ②	240,000	240,000	0	
③一般管理費				
消耗品費支出	63,404	94,000	▲ 30,596	
光熱水道費支出	35,000	30,000	5,000	電気代値上げによる増
通信運搬費支出	50,000	50,000	0	郵便料、運搬料、電信電話料等
雑役務費	120,000	120,000	0	振込手数料、諸費
渉外費支出	180,000	230,000	▲ 50,000	慶弔費等
諸謝金支出	68,000	68,000	0	税理士相談費用
印刷製本費	20,000	20,000	0	
旅費交通費支出	18,000	18,000	0	
借損料支出	13,120	13,120	0	複写機リース料等
保険料支出	6,000	6,000	0	自転車保険料
租税公課支出	73,000	73,000	0	法人市・県民税等
負担金支出	79,600	79,600	0	各種団体年会費(社保、経済研究所、青少年育成、防犯協会)
一般管理費合計 ③	726,124	801,720	▲ 75,596	
管理費支出合計 (2)=①~③	1,527,516	1,595,720	▲ 68,204	
事業費・管理費支出合計 (1)+(2)	44,602,520	44,238,794	363,726	
事業活動収支差額	94,980	94,980	0	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
①固定資産売却収入				
什器備品売却収入	0	0	0	
②特定資産取崩収入				
研修等施設整備積立預金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入合計 1=①+②	0	0	0	
2 投資活動支出				
①固定資産取得支出				
建物附属設備取得支出	0	0	0	
備品購入支出	0	0	0	
②特定資産取得支出				
退職給付引当金支出	94,980	94,980	0	事務職員の退職給付費用
投資活動支出計 2=①+②	94,980	94,980	0	
投資活動収支差額 1-2	▲ 94,980	▲ 94,980	0	
当期収入合計	44,697,500	44,333,774	363,726	
当期支出合計	44,697,500	44,333,774	363,726	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	15,301,999	11,585,853	3,716,146	
次期繰越収支差額	15,301,999	11,585,853	3,716,146	

・国・県補助事業等については、交付要領等が確定後、要領等に沿った収支予算に変更して執行することを理事長に一任するものとする。